
第 6 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 3 日)

平成 1 9 年 6 月 2 0 日 (水 曜 日)

議事日程

平成 1 9 年 6 月 2 0 日 午前 9 時 3 8 分 開議

1. 開議宣告

- 日程第 1 議案第 80 号 大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 81 号 大山町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 82 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 4 議案第 83 号 平成 19 年度大山町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 5 議案第 84 号 平成 19 年度大山町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 6 議案第 85 号 平成 19 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議案第 86 号 平成 19 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 87 号 工事請負契約の締結について (中山小学校校舎大規模改修工事)
- 日程第 9 議案第 88 号 工事請負契約の締結について (大山中学校技術棟改築工事)
- 日程第 10 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 11 陳情第 7 号 最低賃金法の抜本改正と均等待遇の実現を求める陳情
- 日程第 12 陳情第 8 号 森林の整備、林業、林産業の振興に関する意見書採択の要請
- 日程第 13 陳情第 9 号 2 0 0 8 年度国家予算編成において教育予算拡充を求める陳情
- 日程第 14 発議案第 6 号 森林の整備、林業、林産業の振興に関する意見書の提出について
- 日程第 15 発議案第 7 号 2 0 0 8 年度国家予算編成において教育予算拡充を求める意見書の提出について
- 日程第 16 閉会中の継続調査について (総務常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 17 閉会中の継続調査について (教育民生常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 18 閉会中の継続調査について (経済建設常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 19 閉会中の継続調査について (議会運営委員会 所管事務調査)
-

本日の会議に付した事件

1. 開議宣告

- 日程第 1 議案第 80 号 大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 議案第 81 号 大山町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 82 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 4 議案第 83 号 平成 19 年度大山町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 議案第 84 号 平成 19 年度大山町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 85 号 平成 19 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 86 号 平成 19 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 87 号 工事請負契約の締結について（中山小学校校舎大規模改修工事）
- 日程第 9 議案第 88 号 工事請負契約の締結について（大山中学校技術棟改築工事）
- 日程第 10 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 11 陳情第 7 号 最低賃金法の抜本改正と均等待遇の実現を求める陳情
- 日程第 12 陳情第 8 号 森林の整備、林業、林産業の振興に関する意見書採択の要請
- 日程第 13 陳情第 9 号 2008 年度国家予算編成において教育予算拡充を求める陳情
- 日程第 14 発議案第 6 号 森林の整備、林業、林産業の振興に関する意見書の提出について
- 日程第 15 発議案第 7 号 2008 年度国家予算編成において教育予算拡充を求める意見書の提出について
- 日程第 16 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 17 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 18 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 19 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）
- 日程第 16 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 17 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 18 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 19 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

出席議員（21名）

1 番	近 藤 大 介	2 番	西 尾 寿 博
3 番	吉 原 美 智 恵	4 番	遠 藤 幸 子
5 番	敦 賀 亀 義	6 番	森 田 増 範
7 番	川 島 正 寿	8 番	岩 井 美 保 子
9 番	秋 田 美 喜 雄	10 番	尾 古 博 文
11 番	諸 遊 壤 司	12 番	足 立 敏 雄
13 番	小 原 力 三	14 番	岡 田 聰
15 番	二 宮 淳 一	16 番	椎 木 学
17 番	野 口 俊 明	18 番	沢 田 正 己
19 番	荒 松 廣 志	20 番	西 山 富 三 郎
21 番	鹿 島 功		

欠席議員（なし）

務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山 口 隆 之	副町長…………… 田 中 祥 二
教育長 …………… 山 田 晋	代表監査委員…………… 椎 木 喜 久 男
大山支所長 …………… 河 崎 博 光	中山支所長 …………… 福 田 勝 清
総務課長 …………… 田 中 豊	企画情報課長 …………… 小 谷 正 寿
住民生活課長 …………… 後 藤 透	税務課長 …………… 野 間 一 成
地域整備課長 …………… 押 村 彰 文	農林水産課長 …………… 池 本 義 親
水道課長 …………… 小 西 正 記	福祉保健課長 …………… 戸 野 隆 弘
人権推進課長 …………… 近 藤 照 秋	観光商工課長 …………… 福 留 弘 明
大山振興課長 …………… 斎 藤 淳	診療所事務局長…………… 中 田 豊 三
教育次長兼学校教育課長… 狩 野 実	社会教育課長 …………… 麴 谷 昭 久
幼児教育課長 …………… 高 木 佐 奈 江	農業委員会事務局長… 高 見 晴 美

午前 9 時 3 8 分開会

開議宣告

○議長（鹿島 功君） 皆さんおはようございます。6月定例会もいよいよ本日が定例議会最終日となりました。質疑・討論・採決を行なっていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（鹿島 功君） ここで、一般質問を行った際に質問がもれて執行部が答えがまだ出ていないということがございますので、受けたいと思います。農業委員会。

○農業委員会事務局長（高見晴美君） 先日の秋田議員さんの質問にかかる答弁が不十分でしたので、補足をさせていただきたいと思います。あらかじめ説明資料はお配りしておりますが、担い手への農地利用集積背面積でございますが、平成19年3月31日現在面積821ヘクタール、率は18%で県下で4位でございます。以上です。

日程第1 議案第80号

○議長（鹿島 功君） それでは議事に進みたいと思います。

日程第1、議案第80号 大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第80号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第81号

○議長（鹿島 功君） 日程第2、議案第81号 大山町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 8 1 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 8 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 8 2 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 3、議案第 8 2 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 8 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 8 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 8 3 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 4、議案第 8 3 号 平成 1 9 年度大山町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。2 0 番、西山富三郎君。

○議員（2 0 番 西山富三郎君） 4 点質問いたします。2 ページの第 1 表に歳入歳出予算補正が示されています。国庫支出金の中に負担金と補助金が計上されています。国は財政の基本原則として財政民主主義といっているようです。このことをどう理解していますか。根拠法はどこですか。これらを受けて自治体は予算編成をして今回提出されております、この根拠法は何ですか。

2 点目、8 ページ、弁護士委託料が計上されています。富長のコメリの件だと思えますが、成功報酬の可能性があるとみていいですか。町民との間で法による解決は好ましくないのですが、その経過を若干お教えてください。

3 点目、1 8 ページ、特色ある保育園づくり、本年からのようではありますが、内容の説明をしてください。予算は 1 0 園均等配分ですか、傾斜配分ですか。

4点目、小学校英語教育が出ております。その内容について、重要性について少し説明してください。以上です。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 西山議員さんのご質問には、それぞれ担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） ただいまの西山議員さんのご質問、第1点目についてお答えさしていただきたいと思っております。

財政民主主義の考え方ということでございますけれど、これは日本国憲法の第7章にうたわっていると理解しております。この財政民主主義の憲法にうたわれる経緯というのは、やはり、私の記憶によりますと、17世紀イギリス、18世紀アメリカ、フランスの市民革命の中でですね、当時の国の政府が議会の同意を得ないで税を強制的に課したということでこの市民革命が起こったと思っております。そういうことで、財政の基本について各国の憲法に明記されるようになったということで日本国憲法においても第7章において明記がされておるということでございます。

ちなみに町の予算でございますが、これに関連して基づきまして地方自治法の方の第96条で町の予算について議会の議決を必要とするということで毎回定例会において予算を提案させていただいているのが基本だと考えております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 所管の答弁は言ってください。企画情報課長。

○企画情報課長（小谷正寿君） 西山議員さんのコメリの裁判に掛かる成功報酬の可能性はというご質問でございます。

今回の補正予算は、富長のコメリ、これの建設に絡みまして隣接に田んぼを所有しておられます所有者の方に当初建設計画をご説明申し上げたところでございます。その後、用地の面積、場所は変わらないんですけれども、コメリの建物が建つ位置が少しずれたということで、農地の所有者の方はそれは計画変更にあたるのでないかというようなことでおっしゃいますし、町の方はいやこれは面積も変わらないし、その田んぼとの間に農道も走っている、それから、そういうことで建物の面積も変わらないので、これは軽微の変更である、というようなことでお互いの考え方が一致しませんでして、結局裁判に、訴訟を起こされたということでございます。で、18年度、そもそも17年度の終わりぐらいには裁判を起こされましたので、こちらも弁護士を立てて裁判をするということで、その時緊急でございましたので、予備費対応ということで着手金を10万円ほどお支払いしたというようなことでございます。で、18年も今回と同じ額を計上しておりました。これ弁護士と相談済みでございます。ただ18年は執行されませんでした。で、今年の4月か5月に判決が出るという予定でございまして、本来当初予算で組んでおくべきでしたのを忘れておったということでござ

います。で、判決事態は6月26日に出るということでございます。で、成功報酬の額は18万4,800円、一覧表っていうのがございまして、それによって算出しております。

それから、町民と法によって争うのは好ましくないのではないかとございしますが、確かにそうだと思いますが、今は辞められました片山知事も、片がつかないものはどんどん訴訟で決着をつけるべきだというような考えも示されておりますとおり、こちらといたしましては、訴えられた立場でございますので、まあそれは止むを得ないのかなというような思いでおります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 幼児教育課長。

○幼児教育課長（高木佐奈江君） 西山議員さんのご質問にお答えいたします。特色ある保育所づくりとは何かというご質問でしたけれど、保育所の子どもたちが楽しみながら学ぶ、いろいろな計画を各保育所が立てております。保育所の活動をこれによって高めていくものでございます。で、予算の配分は傾斜か均等かということでございましたが、保育所から計画書が出てございまして、これによりまして、一応の内示というかそういうものをしてございまして、今回の補正は、当初のものを組み替えております。明日、連絡会におきまして、決定します。以上です。

○議長（鹿島 功君） 学校教育課長。

○学校教育課長（狩野 実君） ただいまのご質問にお答えいたします。小学校英語活動等国際理解推進事業につきましては、これは国からのモデル事業ということで英語活動を推進するというところでございます。

現在小学校につきましては、総合的な学習の時間を活用しまして、担任の先生を中心にALT、外国語指導助手を活用しながら、国際理解教育ということで英語活動を推進しているところであります。狙いとしましては、国際理解教育ということもありますが、コミュニケーション能力を育成するというようなこともまた狙って行っているところであります。

なお、小学校における英語の教科化っていうことも一部議論もされておりますが、現在は教科としての英語教育ではなくて、国際理解教育を目指したその英語活動ということで小学校では今広く行われているところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 総務課長、簡単にご説明しましたが、日本の国のね、外国に関わらず国会が開設されたのは、苛斂な税があるのに、怒って国会が開設されたというケースがあります。第7章というけれど、第何条にどう書いてありますか。第何条にどう書いてあるか。それから96条はご承知のようにね、15項まであるですよ、15項まで。それからわれわれが特に大事にせないかん議決事項の追加ということで、96の2があると。96のどこが予算の項ですか。

それから弁護士費用はまあこれでいいね。

それから特色ある保育所づくり、もうちょっと内容を。内容を。例えば田んぼを作るだとかおじいさんだ等とか、いろいろなことを教えてくれんと、説明書が出るだけじゃいけないですか。

小学校の英語教育、世界はいくつあるかよく分かりませんが、125、6もあるんでしょうか、そのうちの20くらいが英語を国語とし、公文書としておるというふうなことがありますね。英語がまだアングロサクソン語と言われた時代はですね、僅か200何年とか500何年ぐらいしかなかった小国のものだったそうですけれど、普及した。そこで教育新時代というふうな言葉が国の方は出ておりますが、これと関係がありますか。以上です。

○町長（山口隆之君） 再質問にはそれぞれ担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。憲法の関係でございますけれど、憲法第83条、国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない。次に84条でございますけども、あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする、ということで、国民の代表である国会の議決を必要とするということでございます。

それから町の予算でございますが、地方自治法第96条第1項第2号ですね。予算の議決ということでございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 幼児教育課長。

○幼児教育課長（高木佐奈江君） 特色ある保育所づくりの内容を詳しくということでございましたので、10園の計画を申し上げます。

まず上中山ですけれど、老人クラブとの交流と食育活動、下中山でございますが、体力づくりとお年寄りとの交流、逢坂ですが手話、保護者と共に手話を習うことと、デイサービスとの交流、光徳保育所ですけれど、食農保育、田植えから稲刈り、収穫祭、餅つきまでを行うということでございます。それから名和ですけれども、リトミックと申しまして、音楽遊びを年間を通してやるということです。大山保育所ですけれども、大山の散策、地元を子どもたちが知るということで大山の散策と交通安全について年間学ぶということです。所子保育所ですが、食育での交流、デイサービスや老人施設との交流、庄内保育所ですが、ケアハウスや老人ホームとの交流です。高麗保育所ですけれども、体の不自由な方の施設や老人の施設との交流と、お茶を通しての公民館活動の方との交流を年間を通してやるという計画書をいただいております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 20番いいですか。

〔「まだ、学校教育課が」と呼ぶものあり。〕

○議長（鹿島 功君） 学校教育課長。

○学校教育課長（狩野 実君） お尋ねの件ですが、現在国際化の中で子どもたちが表現力やコミュニケーション能力をつけていくことが必要だということで英語を通してということで、英語を学ぶというよりは英語を通してそういう力をつけていくという今の教育の流れの中に沿ったもので行っているところであります。

○議長（鹿島 功君） いいですか。はい、8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 歳入について4ページですが、雑入について2点ほど質問いたしますが、農林水産業費雑入ということで中山間地地域直接支払推進事業の返還として、返還金として5万1,000円あがっております。これはどんな意味でしょうか。それからもう一つ商工費雑入で、活力ある地域づくり支援事業助成金が350万ほど入っております。これは、ひと所に使うような場合の活力ある地域づくりのことでしょうか。それとも転々とばら撒くようなあれに使ってもいいような資金でしょうか。以上、お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 岩井議員さんのご質問にはそれぞれ担当課長から答弁いたします。

○議長（鹿島 功君） 農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） 雑入の中山間地地域等直接支払推進事業返還金についてでございます。5万1,000円計上いたしております。これにつきましては、これまで対象農地につきまして昨年4月に会計自治検査が入っております。その際に対象農地としての解釈、これにつきまして検査員との相違がございました。で、これにつきまして県の方の指導もありましたが、18年度で返還部分に該当する農地の整理をいたしました。再度精査をいたしましたところ、当初予算で604万5,000円計上いたしておりますが、一筆漏れがございました。その分について、今回補正を載せていただいたものでございます。

○議長（鹿島 功君） 大山振興課長。

○大山振興課長（斉藤 淳君） 岩井議員のご質問にお答えいたします。活力ある地域づくり支援事業助成金についてでございますが、これは大山寺エリアで空き店舗となる場所、観光センター、大山観光センターのですね、空き店舗活用としてですね、ギャラリーあるいはアンテナショップ的な構想を今考えておりました、具体的に当初予算でも事業費は700万予算計上させていただいておりますが、今回宝くじ助成事業の補助金がついたということで、計上させていただいたものでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） ほかに質疑ありませんか。14番、岡田 聡君。

○議員（14番 岡田 聰君） ちょっと1点だけ伺います。3カ月ばかりでこれだけの多いか少ないかちょっと分かりませんが、補正ですが、内容を見ますと人件費が大半のようですが、6ページ総務費一般管理費、給料職員手当等差引925万円、9ページの企画費給料職員手当等3,298万、それから8ページ税務総務費、同じく1,980万くらいですね。11ページ民生費の社会福祉費、ここも給料とか職員手当等で1,100万くらい、合わせて7,300万ほどになりますが、これは当初予算では組めなかった。どうして組めなかったのかそこを、そこら辺りをお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 岡田議員さんのご質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） ただいまの岡田議員のご質問にお答えしたいと思います。

19年度当初予算の取りまとめをしますが、18年の11月末ということでありませす。それから人件費関係につきましてですが、4月1日の異動を予想しての予算組みというのはとても困難なことであります。そういうことで4月1日、機構改革で新たに大山振興課ができたということで、一般会計に係る職員は、提案理由の際にも、町長から提案理由を申し上げたわけですが、1名の増ということで、トータル的には4月1日の人事異動にかかるものが大半でございます。

今回の定例会においては、特別会計の方は人件費以外、人件費だけの補正も考えたわけでありませすが、時に必要とする部分がございますので、特別会計の人件費については9月補正ということにしております。一般会計は1名増えたということになりますと、特別会計の方では職員が減ということになろうかと思っております。額的には多く出ておりますけれど、その一つの要因としましては、定年退職者以外に退職者が3月末にあったということで、それに掛かります退職手当の特別負担金が、1,000万以上出たということでご理解をいただきたいと思ひます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 7番、川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 2点お願いします。23ページの公民館費の委託料、シルバー人材センターの業務委託、これはどんな業務を委託でしょうか。164万9,000円。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 川島議員さんのご質問には担当課長さんから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷昭久君） 川島議員さんからご質問がございました件につきましてお答えさせていただきます。

シルバー人材センター業務委託料で164万9,000円上がっておりますが、これはもともと賃金で同額、臨時職員賃金ということで組んでございましたのが、委託料に組み替えになったものでございまして、中山公民館の警備委託料の分でございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 7番、川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 中山公民館の警備、警備をシルバー人材がするわけですか。

○議長（鹿島 功君） 答弁。社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷昭久君） 今までは警備員さんが直営ですね、公民館が直営で雇用しておりましたけれど、この4月からは、シルバー人材センターの方に委託をした警備委員さんといいたいでしょうか、そういう形で5時以降の業務を行っていただいているということでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 7番、川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） もう一点、先ほど14番議員が質問された件とちょっと重複する面もありますが、26ページの給料及び職員手当の増減額の明細というところで、その他の増減分、職員の人事異動による増が716万3,000円。職員が1名増にはなっておるわけなんです、これは新規採用された方の分でしょうか。それともう一点、職員手当でその他の増減分で2,552万2,000円、で先ほど説明された退職組合負担金が1,650万というのは説明があつて分かるわけなんです、その他の手当がこんなに増額になるものなんでしょうか。その辺、お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 7番議員さん、項目として他にも質問がありますか。あればいっぺんにお願ひしたいですけれど。これでいいですか。

○議員（7番 川島正寿君） はい。

○議長（鹿島 功君） はい、答弁。

○町長（山口隆之君） 川島議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） ただいまのご質問でございます。まず、給料のその他の増減716万の分でございますが、ちょっと頭の中に浮かべていただきたいと思ひますけれども、4月1日やはり人事異動に絡みますけれど、給料の安い職員が特別会計の担当になった。給料の高い職員が一般会計の担当になったということで理解していただきたい。1名の増は当然ありますけれど、そういうふうに考えていただければお

分かりになるんじゃないかなとこう思います。

それからその他の増減分ということでの質問でございます。退職手当組合の負担金の部分も若干ちょっと補足しますと、特別負担金、先ほど申し上げましたけれど、通常の負担金、一般負担金でございますが、県の町村職員退職手当組合に加入しておるわけですけれども、これまで100分の17の負担を毎年払っておりましたけれども、私4月1日、本町総務課長ということに来て、若干その辺を把握しておらない部分がありますけれど、19年度は100分の18にということが決定されているようでして、その部分の負担の増も出ておるということでございます。それから扶養手当とか住居手当、通勤手当等につきましてはそれぞれ職員も扶養が増えたり減ったり、あるいは人事異動によって勤務地が変わったりというようなこともございますし、新たにアパートを借りて住むようになったと、そういうようなこともありますので、そういった需要での増減があるということでご理解いただければと思います。以上であります。

○議長（鹿島 功君） いいですか。7番。

○議員（7番 川島正寿君） はい。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第83号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第84号

○議長（鹿島 功君） 日程第5、議案第84号 平成19年度大山町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 84 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 84 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 85 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 6、議案第 85 号 平成 19 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 85 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 85 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 86 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 7、議案第 86 号 平成 18 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 86 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 86 号は、原案のとおり可

決されました。

日程第 8 議案第 87 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 8、議案第 87 号 工事請負契約の締結について（中山小学校校舎大規模改修工事）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ただいまご上程をいただきました、議案第 87 号 工事請負契約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

平成 19 年 6 月 11 日付けで中山小学校校舎大規模改修工事に関する仮契約を締結したところであります。

この工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、中山小学校校舎大規模改修工事であります。契約金額は、2 億 5,147 万 5,000 円、工期は、議会議決の翌日から平成 19 年 11 月 30 日まで、契約の相手方は、東伯郡琴浦町大字赤碕 2000 番地 1 株式会社 井木組 代表取締役 井木敏晴。契約の方法は、指名競争入札であります。以上で議案第 87 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7 番、川島正寿君。

○議員（7 番 川島正寿君） 請負金額が、2 億 5,000 万ということで相当な金額になりますが、この耐震工事の大規模改修の工法、どういった工法なのか、それと工期内の児童の安全はどのように図られるのか、以上 2 点お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 川島議員さんのご質問には、担当課長からお答えします。

○議長（鹿島 功君） 学校教育課長。

○学校教育課長（狩野 実君） ではお答えします。というか私も工法に、何々工法という専門的な用語は少し分からないところがありますが、耐震のための筋交いといいますが、校舎の 1 階 2 階部分に筋交いを入れる工事ということで、工法名はちょっと存じておりません。

それから児童の安全につきましては、主に校舎の中、児童の授業等に関わる部分につきましては、夏休みに重点的に行うということとして、夏休み前、それから夏休み後も工期には含んでおりますけれど、それは授業に支障のない範囲の工事を行うということで確認をしているところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 7 番、川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） もう一度お尋ねいたしますが、現校舎は鉄骨構造ですか、RCコンクリート構造ですか。それでコンクリートの建物全体1階2階部分を鉄骨H構で囲ってそれに対してやっていく工法ですか。

○議長（鹿島 功君） 学校教育課長。

○学校教育課長（狩野 実君） お答えします。まず校舎ですが、鉄筋コンクリートづくりということであります。教室棟は3階ですが、その他2階の部分もあります。それから工事ですが、廊下教室の窓の外部にプレキャストコンクリート製の筋交いを設置すると、鉄骨筋交いの補強ということで行っております。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第87号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第88号

○議長（鹿島 功君） 日程第9、議案第88号 工事請負契約の締結について（大山中学校技術棟改築工事）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ただいまご上程いただきました議案第88号 工事請負契約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

平成19年6月11日付けで大山中学校技術棟改築工事に関する仮契約を締結したところであります。

この工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、大山中学校技術棟改築工事であります。契約金額は、1億3,944万円。工期は、議会議決の翌日から平成20年2月22日まで。契約の相手方は、米子市古豊千225番地1 株式会社金田工務店代表取締役金田 勝。契約の方法は、指名競争入札であります。以上で議案第88号の提案理由のご説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 88 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 88 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 諮問第 2 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 10、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ご上程いただきました諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、新たに大塚典子さんを推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

大塚さんは、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じ、適任と考え推薦するものであります。大塚典子さんは昭和 44 年に大山町大山診療所職員として採用され、合併前には大山町教育課長などを歴任され、平成 17 年の合併後におきましては、大山町中央公民館長兼名和公民館長として、生涯学習の推進、人権教育をはじめとする社会教育の充実に貢献をされてきた方であります。

なお、発令期間は平成 19 年 10 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの任期 3 年の予定であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから諮問第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、諮問第2号は、原案のとおり推薦することに決定しました。

日程第11 陳情第7号

○議長（鹿島 功君） 日程第11、陳情第7号 最低賃金法の抜本改正と均等待遇の実現を求める陳情についてを議題とします。審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、椎木学君。

○総務常任委員長（椎木 学君） 総務委員長の椎木でございます。ただいま議題となりました陳情第7号 最低賃金法の抜本改正と均等待遇の実現を求める陳情について、総務常任委員会の審査結果の報告をいたします。

去る6月13日審査会を開催いたしまして、付託となりました陳情を審査いたしました。

陳情第7号は、今や大きな社会現象となっています。働いても生活することすらままならない「ワーキング・プア」と呼ばれる人たちの救済のため、最低賃金制度の改正を求める陳情であります。鳥取県の地域別最低賃金は614円という、生活を維持するのが困難な低さなので、全国一律の最低賃金制度を導入するなどして、労働者の賃上げと景気の回復につなげたいという内容の陳情であります。陳情どおり、賃金を引き上げれば雇用主は大変だという意見もあり、また全国一律1,000円の賃上げは、鳥取県の実状にそぐわないとの意見に集約されました。また同じ提出者が、同意文で2006年2月15日に提出されていますが、その時は趣旨採択をされています。以上を踏まえまして当委員会では、趣旨採択すべきものと決しました。以上で総務常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから陳情第7号 最低賃金法の抜本改正と均等待遇の実現を求める陳情について質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから陳情第7号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

日程第 1 2 陳情第 8 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 1 2、陳情第 8 号 森林の整備、林業、林産業の振興に関する意見書採択の要請についてを議題とします。審査結果の報告を求めます。経済建設常任委員長 足立敏雄君。

○経済建設常任委員長（足立敏雄君） 経済建設常任委員長の足立でございます。ただいまから陳情第 8 号 森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書の提出に関する陳情について、経済建設常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成 1 9 年 6 月 1 3 日、審査の委員 7 名全員出席のもと開催いたしました。

陳情の内容は、温室効果ガスの吸収源として地球環境の保全に大きな役割を果たし、また山地災害を未然に防止するなど、森林の合わせ持つ機能は高く期待されつつあります。

一方、林業・木材産業を取巻く環境はより厳しく、森林・林業の担い手育成、国産材の安定供給体制の整備と利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生、地球的規模での環境保全対策や持続可能な森林経営に向けた施策等が、広く展開されるよう国に要請するものであります。

7 名全員、全会一致で採択すべきものと決しました。以上で、経済建設常任委員会の審査結果の報告を終わります。以上です。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第 8 号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第 8 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 1 3 陳情第 9 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 1 3、陳情第 9 号 2 0 0 8 年度国家予算編成において教育予算拡充を求める陳情についてを議題とします。審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長 秋田美喜雄君。

○教育民生常任委員長（秋田美喜雄君） ただいま議題になりました陳情第9号 2008年度国家予算編成において教育予算拡充を求める意見書の提出に関する陳情について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は平成19年6月15日、7人の委員全員で審査いたしました。

陳情内容は、子どもたちに豊かな教育を保障するためには、社会の基盤づくりがきわめて重要である。しかしながら、地方自治体の財政が厳しい中であって、少人数教育の推進や学校施設整備などを含めた教育条件に地域間格差が拡がりつつあり、自治体の財政力によって、セーフティネットとして、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならないことから、現行の教育制度を維持拡充していくためには、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画の実施、義務教育費国庫負担金1/3から1/2への復元や地方交付税を含め国の予算を拡充することが必要であるというものです。願意は妥当であると認め、全会一致で採択すべきものと決しました。以上で、教育民生常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分にしたいと思います。

午前10時33分 休憩

午前10時46分 再開

日程第14 発議案第6号

○議長（鹿島 功君） 再開します。日程第14、発議案第6号 森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 足立敏雄君。

○提出者（12番 足立敏雄君） ただいま議題となりました発議案第6号 森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書の提出について、これの提案理由のご説明をいたします。

発議案第6号は、先ほど皆さん方のご採択をいただきました陳情第8号を審査した

結果、採択すべきものと決しましたので、意見書の提出を発議するものであります。それでは、お手元の書類を見ていただきながら説明を朗読に変えて終わりたいと思います。

発議案第6号 森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。平成19年6月20日提出。提出者、私以下経済建設常任委員の7名であります。

森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書、昨今、温室効果ガスの増加による地球温暖化現象が人類の生存基盤を揺るがす重要な環境問題とされる中で、平成17年2月には「京都議定書」が発効し、これを受け、同年4月に政府は「京都議定書目標達成計画」を策定いたしました。その中で森林は温室効果ガスの吸収源としての大きな役割が課されている。

また、17年7月のグレンイーグルズ・サミットにおいて、違法伐採に取り組むことが地球環境の保全や森林の持続可能な経営に向けた第一歩であることが合意され、昨年7月サンクトペテルブルク・サミットでもその重要性が再確認されたところである。我が国においても、政府及び業界が一体となって違法伐採対策への取組に着手したところであり、早急な定着が求められている。

一方、近年大規模な自然災害が多発しており、山地災害を未然に防止するため治山対策や森林の整備・保全の一体的な推進が強く求められている。

このような中で、平成17年度にあっては、用材自給率も7年ぶりに2割を超える見込みとなり、平成15年度以降林業への新規就業者が増加するなど、わずかながらではあるが明るい兆しも見受けられる。しかしながら、今なお厳しい状況が続いている林業・木材産業の再生につなげていくには、森林吸収源対策としての森林整備を図るための追加的事業費の継続や新たな森林・林業基本計画に導入された工程管理の検証など、今後これらの兆しを助長・発展させるための強力な施策の展開が必要である。

特に、追加的事業の緊急的な対応の中で、地方自治体や個人に係る費用負担が障害となるなど、現下の森林・林業・木材産業の厳しい実態を踏まえ、林業・木材産業の再生に向けた強力な施策の展開がなされるよう要請し、具体的には下記の事項についてその実現を強く願います。

記、1、多様で健全な森林の整備・保全等を促進する新たな森林・林業基本計画の推進とこれを実現するための平成20年度予算の確保。2、地球温暖化防止森林吸収源対策を推進するための追加的事業費の安定的な財源の確保と、事業執行に伴う地方財政追加措置及び森林所有者負担の軽減。3、森林・林業の担い手の育成・確保及び国産材の安定供給体制の整備と利用拡大を軸とする林業・木材産業の再生に向けた諸施策の展開。4、国民の安全・安心な暮らしを守る国土保全対策の推進。5、特に、国有林野にあっては、安全・安心な国土基盤の形成と地域振興に資する管理体制の確保。6、地球的規模での環境保全や持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推

進。7、森林整備地域活動支援交付金制度の継続・充実。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年6月20日鳥取県大山町議会。あて先は、下記の内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長以上でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから発議案第6号 森林の整備、林業、林産業の振興に関する意見書の提出についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから発議案第6号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 発議案第7号

○議長（鹿島 功君） 日程第15、発議案第7号 2008年度国家予算編成において教育予算拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 秋田美喜雄君。

○提出者（9番 秋田美喜雄君） ただいま議題となりました発議案第7号 2008年度国家予算編成において教育予算拡充を求める意見書の提出について提案理由のご説明をいたします。

本案は、陳情第9号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。2008年度国家予算編成において教育予算拡充を求める意見書、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことである。現在、本県をはじめ多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細やかな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されており、保護者や子どもたちから大変有益であるとされている。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することには限界がある。このため、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつある。

一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでいる。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、セーフティネットとして子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教職員数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育を保障しなければならない。そのためには教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要がある。

よって政府に対し、地方自治法第99条の規定により下記の通り意見書を提出する。

記、1. きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。2. 義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。3. 学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。4. 教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。以上でございます。平成19年6月20日鳥取県大山町議会議長 鹿島 功。送付先は内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。以上で終わります。

○議長（鹿島 功君） これから発議案第7号 2008年度国家予算編成において教育予算拡充を求める意見書の提出についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから発議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第16、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。総務常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ご異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 17 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第 17、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ご異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 18 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第 18、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

経済建設常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ご異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第 19、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、臨時会を含む次の議会の運営を円滑かつ効率的に行なうために、閉会中において議会運営に関する事項を継続調査したい旨の申し出がございました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ご異議なしと認めます。従って委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。
会議を閉じます。平成19年第6回大山町議会定例会を閉会いたします。

○局長（諸遊雅照君） 一同起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時01分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員